

### 第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則

#### 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則

平成15年4月1日  
規則第2号

改正 平成18年1月1日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那中央行政組合個人情報保護条例（平成15年伊那中央行政組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出等)

第2条 条例第6条第1項に規定する届出は、伊那中央行政組合個人情報取扱事務届出書（様式第1号）及び伊那中央行政組合個人情報取扱事務変更・廃止届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第6条第1項第5号に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務を所管する課等の名称
- (2) 個人情報管理責任者
- (3) 保有個人情報の収集方法及び収集先
- (4) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (5) 保有個人情報の記録形態
- (6) 保有個人情報の目的外利用及び外部提供
- (7) 保有個人情報の記録されている主な文書等の名称
- (8) その他組合長が必要と認める事項

(個人情報管理責任者)

第3条 保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、保有個人情報を所管する課等の長をもって充てる。

2 管理責任者は、保有個人情報の保護の重要性を認識し必要な措置を講じるとともに、保有個人情報を取り扱う所属職員の指揮、監督に努めなければならない。

(目的外利用の手続)

第4条 条例第8条第1項ただし書の規定により保有個人情報を利用しようとする課等の長は、当該保有個人情報を所管する管理責任者に伊那中央行政組合保有個人情報目的外利用承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出があったときは、申請に係る保有個人情報を所管する管理責任者は、当該保有個人情報の利用承認の可否を決定し、伊那中央行政組合保有個人情報目的外利用決定通知書（様式第4号）により申請をした課等の長に通知するものとする。

(外部提供の手続)

第5条 条例第8条第1項ただし書の規定により保有個人情報の提供を受けようとするものは、実施機関に伊那中央行政組合保有個人情報外部提供承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出があったときは、実施機関は、申請に係る保有個人情報の提供承認の可否を決定し、伊那中央行政組合保有個人情報外部提供決定通知書（様式第6号）により申請をした者に通知するものとする。

(委託に係る措置)

第6条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、契約書等に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、委託の内容又は性質により記載する必要がないと認める事項については、この限りでない。

### 第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則

- (1) 秘密の保持に関する事項
- (2) 委託目的以外の使用の禁止及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (3) 事故発生時の報告義務に関する事項
- (4) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (5) 複写及び複製の禁止に関する事項
- (6) 契約違反の場合の措置に関する事項
- (7) その他保有個人情報の保護に関し必要な事項  
(開示請求書)

第7条 条例第16条第1項に規定する規則で定める事項を記載した書面は、伊那中央行政組合保有個人情報開示請求書（様式第7号）によるものとする。

(請求者の確認)

第8条 条例第16条第2項に規定する書類（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本人が開示請求又は訂正等の請求をする場合 運転免許証、旅券、健康保険被保険者証その他これらに類するものとして組合長が認める書類
- (2) 本人に代わって法定代理人が開示請求又は訂正等の請求をする場合、当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍抄本その他法定代理人の資格を証する書類  
(開示請求に関する通知)

第9条 条例第17条及び第18条の規定による通知は、伊那中央行政組合保有個人情報開示に関する決定通知書（様式第8号）による。

(開示等手続等)

第10条 条例第16条及び第24条の規定により、保有個人情報の開示、訂正等を請求しようとする者は、当該書面を庶務課に提出するものとする。

2 条例第17条、第18条、第20条、第25条及び第26条に規定する通知又は意見聴取に関する事務は、庶務課において行うものとする。

(開示の方法)

第11条 条例第14条の規定により開示請求にかかわる保有個人情報の一部を開示する場合は、実施機関は、まず当該保有個人情報が記録された公文書を複写し、次いで当該複写したものの不開示とする部分を抹消し、更に当該抹消したものの写しを閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、実施機関は、必要があると認めるときは、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書に代えて当該公文書の写しを閲覧に供することができる。

(第三者情報開示に関する通知)

第12条 条例第20条の規定による第三者に対する意見聴取又は通知は、伊那中央行政組合保有個人情報第三者情報開示に関する通知書（様式第9号）による。

(訂正等請求書)

第13条 条例第24条第1項に規定する規則で定める事項を記載した書面は、伊那中央行政組合保有個人情報訂正等請求書（様式第10号）によるものとする。

(訂正等請求に関する通知)

第14条 条例第25条及び第26条の規定による通知は、伊那中央行政組合保有個人情報訂正等に関する決定通知書（様式第11号）による。

(実施状況の公表)

第15条 条例第31条の規定による実施状況の公表は、庶務課において次の各号に掲げる事項の閲覧により行うものとする。

- (1) 開示等請求件数
- (2) 開示等請求に対する処理状況
- (3) 不服申立ての状況

### 第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則

(4) 開示請求等の実施機関別内訳

(5) 開示請求等の内容

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の保護の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月1日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

**第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則**

様式第1号（第2条関係）

伊那中央行政組合個人情報取扱事務届出書

年 月 日

伊那中央行政組合長 殿

個人情報管理責任者  
職氏名

⑩

伊那中央行政組合個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号	※	所管課	部 課 係
開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
事務の名称			
事務の目的	法令根拠等		
個人情報の対象者の範囲			
記 録 の 内 容	基本的事項	<input type="checkbox"/> 整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> [ ]	
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> [ ]	
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [ ]	
	経済状況	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 課税状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> [ ]	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [ ]	
	思想・信条等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる おそれのある個人情報	取扱理由 <input type="checkbox"/> 法令等 [名称 ] <input type="checkbox"/> 審査会意見
収集方法	<input type="checkbox"/> 本人以外 [条例第7条第2項第 号 [ ] に該当] <input type="checkbox"/> 本人 ( <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ) 第2号の場合 根拠法令等 [ ]		
記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
電子計算機処理	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 [主なシステム名 ]		
目的外利用・外部提供	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第 号 [ ] に該当 <input type="checkbox"/> 審査会意見 (利用課・提供先 ) <input type="checkbox"/> 制限等 ( )		
提供の方法	<input type="checkbox"/> オンライン結合 <input type="checkbox"/> その他の方法 ( )		
外部委託	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 業務委託 ( )		
記録されている 主な文書等名称 備考	1	3	
	2	4	

第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則

様式第2号（第2条関係）

伊那中央行政組合個人情報取扱事務変更・廃止届出書

年 月 日

伊那中央行政組合長 殿

個人情報管理責任者  
職 氏 名

印

伊那中央行政組合個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称		
届出区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	
変更・廃止年月日	年 月 日	
変更・廃止の理由		
変更内容	変更前	変更後
主管課	部 課 係	
備考		

第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則

様式第3号（第4条関係）

伊那中央行政組合保有個人情報目的外利用承認申請書

年 月 日

個人情報管理責任者 殿

利用課等名  
職 氏 名 ㊟

伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則第4条第1項の規定により次のとおり保有個人情報を利用したいので申請します。

事務の名称	
利用したい保有個人情報の記録の内容	
提供を受ける目的	
目的外利用の根拠	伊那中央行政組合個人情報保護条例第8条第1項 第 号に該当
目的外利用をする 年 月 日	年 月 日
目的外利用の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> オンライン結合 <input type="checkbox"/> その他（ ）
個人情報 管理責任者	
備 考	

第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則

様式第4号（第4条関係）

伊那中央行政組合保有個人情報目的外利用決定通知書

年 月 日

殿

個人情報管理責任者  
職 氏 名

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の利用については、次のとおり決定しましたので、伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則第4条第2項の規定により、通知します。

事務の名称	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 一部承認
利用を承認する保有個人情報の記録の内容	
利用目的	
利用の条件	
備考	

第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則

様式第5号（第5条関係）

伊那中央行政組合保有個人情報外部提供承認申請書

年 月 日

実施機関名 殿

住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
(法人その他の団体にあつては、名称、住所又は事務所  
の所在地  
及び代表者の氏名)

伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の提供を受けたいので申請します。

事 務 の 名 称	
提供を受けたい保有個人情報の記録の内容	
提供を受ける目的	
提 供 の 根 拠	伊那中央行政組合個人情報保護条例第8条第1項 第 号に該当
提 供 年 月 日	年 月 日
提 供 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> オンライン結合 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備 考	



第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則

様式第6号（第5条関係）

伊那中央行政組合保有個人情報外部提供決定通知書

第 年 月 日 号

殿

実施機関名

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の提供については、次のとおり決定しましたので、伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

事務の名称	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 一部承認
提供する保有個人情報の記録の内容	
提供目的	
提供年月日	年      月      日
提供の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> オンライン結合 <input type="checkbox"/> その他（      ）
提供の条件	
備考	

**第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則**

様式第7号（第7条関係）

伊那中央行政組合保有個人情報開示請求書

年 月 日

実施機関名 殿

住 所  
氏 名  
電話番号 ⑨

伊那中央行政組合個人情報保護条例第16条の規定により、次のとおり自己の保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	(具体的に記入してください。)	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人	
保有個人情報の本人の住所及び氏名等	住所	(請求者の住所氏名と異なる場合)
	氏名	電話番号
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
※本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
※法定代理人確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
備考		

注意事項

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 請求の際には、本人又は法定代理人本人であることを証する書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等)を提出又は提示してください。
- 3 法定代理人が請求する場合は、2の書類のほか、法定代理人の資格を証明する書類を提出又は提示してください。

### 第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則

様式第8号（第9条関係）

伊那中央行政組合保有個人情報開示に関する決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決 定 の 区 分	<input type="checkbox"/> 開示する。( <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付) <input type="checkbox"/> 部分を開示する。( <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付) <input type="checkbox"/> 開示しない。 <input type="checkbox"/> 開示決定期間を延長する。
開 示 の 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
開 示 の 場 所	
開示しないこととした部分	
開 示 し な い 理 由	伊那中央行政組合個人情報保護条例第13条第 号に該当 (理由)
決 定 期 間 満 了 日	
決 定 期 間 延 長 の 理	
担 当 課 等	(電話) 内線
備 考	
<p>この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して(不服申立てをした場合は、その不服申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して)6箇月以内に、伊那中央行政組合を被告として( が被告の代表者となります。)提起することができます。</p>	

**注意事項**

- 1 指定された開示の日時に来所できない場合は、あらかじめその旨をご連絡ください。
- 2 開示を受ける際、この通知書及び請求者本人であることを証明する書類を提示してください。

第3編 伊那中央行政組合個人情報保護条例施行規則

様式第9号（第12条関係）

伊那中央行政組合保有個人情報第三者情報開示に関する通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関 印

開示請求のありました公文書にあなたに関する情報が記録されているため、伊那中央行政組合個人情報保護条例第20条第  1/2 の規定により  意見を求めます。  
 通知します。

文書の件名	
情報の内容	
回答の期限	年 月 日 ( )
決定の内容	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
担当課等	(電話) 内線

様式第10号（第13条関係）

伊那中央行政組合保有個人情報訂正等請求書

年 月 日

実施機関名 殿

住 所

氏 名

⑨

電話番号

伊那中央行政組合個人情報保護条例第24条の規定により、次のとおり自己の保有個人情報の訂正等を請求します。

請 求 の 区 分	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 目的外利用等の中止	
訂正等請求に係る保有個人情報の記録の内容	(具体的に記入してください。)	
訂正等請求の内容及び理由	(具体的に記入してください。)	
請 求 者 の 区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人	
保有個人情報の本人の住所及び氏名等	住所	(請求者の住所氏名と異なる場合)
	氏名	電話番号
※本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証	
※法定代理人確認欄	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本 <input type="checkbox"/> その他 (                      )	
備 考		

注意事項

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 請求の際には、請求する訂正等の内容が事実と合致していることを明らかにする資料の提出が必要です。
- 3 請求の際には、本人又は法定代理人本人であることを証する書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）を提出又は提示してください。
- 4 法定代理人が請求する場合は、2の書類のほか、法定代理人の資格を証明する書類を提出又は提示してください。

様式第11号（第14条関係）

伊那中央行政組合保有個人情報訂正等に関する決定通知書

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正等については、次のとおり決定しましたので通知します。

訂正等請求に係る保有個人情報の内容	
決 定 の 区 分	<input type="checkbox"/> 訂正する。 <input type="checkbox"/> 一部訂正する。 <input type="checkbox"/> 訂正しない。 <input type="checkbox"/> 削除する。 <input type="checkbox"/> 一部削除する。 <input type="checkbox"/> 削除しない。 <input type="checkbox"/> 中止する。 <input type="checkbox"/> 一部中止する。 <input type="checkbox"/> 中止しない。 <input type="checkbox"/> 訂正等決定期間を延長する。
訂正等の年月日	年 月 日
訂正等の内容	
訂正等しない理由	
決定期間満了日	
決定期間延長の理由	
担 当 課 等	(電話) 内線
備 考	
<p>この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して（不服申立てをした場合は、その不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して）6箇月以内に、伊那中央行政組合を被告として（        が被告の代表者となります。）提起することができます。</p>	